

令和4年12月26日
法 務 大 臣 決 定

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る
第三者委員会の開催について

1 趣旨

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案について、背景事情を含めた全体像を把握し、その原因を分析するとともに、適切な再発防止策を講ずるため、外部の有識者を構成員とする第三者委員会を開催する。

2 検討課題の概要

- (1) 事案の全体像の把握及び原因分析
- (2) 刑務官の教育・研修の在り方
- (3) 組織の監督体制の在り方
- (4) 処遇困難者に対する処遇の在り方
- (5) 各種受刑者救済制度の運営の在り方
- (6) 受刑者の改善更生に向けた組織全体の在り方 等

3 構成員

別紙のとおり

4 事務局

第三者委員会の事務を処理するため、矯正局内に事務局を置く。

別紙

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る
第三者委員会 構成員名簿

安 藤 久美子	聖マリアンナ医科大学神経精神科学教室准教授
岡 田 功	弁護士（元検察官）
小 山 聡 子	日本障害者虐待防止学会理事長（日本女子大学人間社会学部教授）
○ 佐 伯 仁 志	中央大学法務研究科教授
田 島 光 浩	社会福祉法人南高愛隣会理事長
土 井 裕 明	弁護士（元日本弁護士連合会副会長）
◎ 永 井 敏 雄	弁護士（元大阪高等裁判所長官）
名 執 雅 子	日本司法支援センター理事（元法務省人権擁護局長・矯正局長）
水 藤 昌 彦	山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科教授

◎は座長、○は座長代理

（敬称略、五十音順）